

様式第 16 号(第 12 条関係)



令和 2 年 4 月 2 7 日

三豊市長 山下 昭史 様

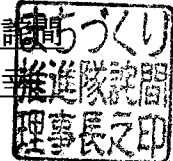
所在地 三豊市詫間町詫間 1338 番地 127

名称 特定非営利活動法人

まちづくり推進隊詫間

氏 名 理事長 曾根 利幸

電話番号 : 0875-83-3639



地域内分権推進交付金実績報告書

平成 3 1 年 4 月 2 6 日付け三政地第 6 9 号により、交付金の交付決定を受けた地域内分権推進事業について、下記のとおり実施したので、三豊市地域内分権推進交付金交付規則第 1 2 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1. 実績報告額 14,669,039 円
 2. 添付書類
 - (1) 事業報告書
 - (2) 決算監査報告書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 財産目録
 - (5) 収支計算書
 - (6) 全役員名簿
 - (7) 事業年度末の定款又は規約
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 助成金交付要綱

平成31(令和元)年度の事業報告書
(平成31(令和元)年4月1日～令和2年3月31日)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

1.事業の報告

移譲事業については、従来の窓口サービス、行政サービスを低下させることなく執行できた。

又、自主事業については、環境美化推進事業や防災に関するイベントを開催し、まちづくり推進隊に対する理解と協力を得る為に、講演会や行政と協力し、交通安全キャンペーンなどの諸行事に積極的な参加を促すと共に、広報紙の発行、ホームページ及び新設したウィキペディアタウンの活用など広報啓発活動の実施に努めた。

とりわけ自主事業を企画立案する3部会の活動は、会員の参画を促し、自主的なまちづくりを推進することができた。

本年は三豊市・地域戦略課の主導でまちづくり推進隊における会員を中心にアンケート調査を行った。今後はそのアンケートにおける会員の声を生かす活動を展開したい。

2 移譲業務

自治会活動との連携に関する事業

事業名	自治会連合会詫間支部事務局							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会連合会詫間支部の運営に関する一切の事務 (総会4/20、研修会7/20、役員会の開催(7月、3月)等) ・自治会長からの要望事項に関する連絡調整に関すること。 ・広報「みとよ」等自治会配布物の手配に関すること。 ・三豊市行政サービスを詫間町全域の住民に対する提供業務 ・行政と住民との連携、住民力の向上 							
実施日時	通年							
実施場所	詫間町全域							
参加者・受益者	自治会長及び詫間町住民							
役務提供者	自治会連合会詫間支部自治会長及び役員、事務局							
決算額	収入額		300,000	円	支出額	300,000	円	
	内訳	交付金	300,000	円	内訳	支払助成金	300,000	円
					(自治会連合会詫間支部(別会計)へ 支払う、@5千円x自治会数60)			

事業名	三豊市地区衛生組織連合会詫間支部事務局				
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・地区衛生組織連合会詫間支部の運営に関する一切の事務を行った。 (総会4/20、研修会6/29、10/22、役員会の実施等) ・家庭排水路清掃助成事業に関して、補助金を交付した。(40自治会55件) ・ごみステーション設置補助事業に関して、補助金を交付した。(6件) ・環境保全活動の推進に関すること。(散乱ごみ回収、ボランティア清掃、不法投棄、粗大ごみ・分別収集等、カールアップ貸出) ・資源回収(1~6分館・年3回)の実施に関する一切の事務を行った。 第1回 5月~6月 第2回 10月~11月 第3回 2月~3月 ・田井汚泥仮置場維持管理業務に関すること。 ・さめき瀬戸クリーンリレー2019に関する一切の事務、収集作業補助を行った。 ・3000万人瀬戸内海クリーン大作戦に関する一切の事務を行った。 				
実施日時	通 年				
実施場所	詫間町全域				
参加者・受益者	詫間町住民				
役務提供者	地区衛生組織連合会詫間支部 地区衛生委員、事務局員				
予算額	収入額	0 円		支出額	0 円
	内訳	交付金		内訳	地区衛生組織連合会詫間支部(別会計)として実施

事業名	防犯・防災事業			
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・既存防犯灯の維持修繕に関すること。(3件) ・交通安全施設、防犯灯の新設要望等に関すること。 ・三豊交通安全ボランティア活動推進連絡会に関すること。 ・県下一斉街頭キャンペーンの実施 5/20(雨天中止)・7/5・9/30 ・グリーンパトロール隊の手配及び連絡調整に関すること。 			
実施日時	通 年			
実施場所	詫間町全域			
参加者・受益者	詫間町住民		延人数	200 人
役務提供者	交通安全母の会、老人クラブ、交通指導員、まちづくり推進隊詫間		実人数	65 人
			延人数	200 人
決算額	収入額	5,295 円	支出額	5,295 円
	内訳	交付金	5,295 円	内訳
				5,295 円

事業名	公共施設管理事業							
事業内容	詫間町内7施設について、以下の業務を行った。 ・消耗品補充、・軽微な修繕							
実施日時	通 年							
実施場所	勤労会館、自然休養村センター、栗島開発総合センター、詫間ふれあい交流館 第4分館老人憩いの家、大浜老人憩いの家、志々島老人憩いの家							
参加者・受益者	詫間町住民							
役務提供者	事務局							
決算額	収入額		155,838	円	支出額		155,838	円
	内訳	交付金	155,838	円	内訳	消耗品費	50,541	円
						修繕費	105,297	円

3 自主事業

事業名	コミュニティ施設指定管理事業							
事業内容	<p>松崎コミュニティセンターと箱浦ビジターハウスは、それぞれの地区に唯一属するコミュニティ施設であり、地域住民の自発的行動に大きな役割を担っていかねばいけないという責務がある。</p> <p>地域住民自らが主体となり、豊かで住みやすい地域を創造するために、施設を利用した住民の交流を図りつつ、地域のつながりをさらに深めながら、活力と魅力あふれるコミュニティの実現を図る様々な催しとともに、新たな公共サービスのさらなる充実を目指す本施設の運営がなされてきたところである。</p>							
実施日時	通 年							
実施場所	松崎コミュニティセンター、箱浦ビジターハウス							
参加者・受益者	詫間町住民							
役務提供者	受託管理団体							
決算額	収入額		5,008,809	円	支出額		4,633,515	円
	内訳	管理料	4,448,815	円	内訳	業務委託費	1,569,546	円
		利用料	208,431	円		使用料	35,807	円
		利息	6	円		通信運搬費	173,824	円
		受取負担金	155,810	円		消耗品費	97,706	円
		繰越金	195,747	円		修繕費	139,260	円
						諸謝金	5,500	円
						保険料	49,110	円
						租税公課	108,400	円
						材料費	14,234	円
						水道光熱費	1,821,310	円
						減価償却費	16,200	円
					給料手当	602,618	円	

事業名	広報・公聴活動事業							
事業内容	地域内分権を推進する為の広報広聴活動を実施し、住民意識の高揚、醸成に努めた。 HPとフェイスブックの運用。 詫間町文化祭において、まちづくり活動を展示、広報誌「まちだより」についても紙面を刷新し新しい数多くの写真を使い、活動を伝えた。 全国地域づくり団体主催による福島大会研修参加(4名)。							
実施日時	通 年							
実施場所	詫間町内							
参加者・受益者	詫間町住民							
役務提供者	事務局							
決算額	収入額		722,591	円	支出額		722,591	円
	内訳	交付金	662,491	円	内訳	印刷製本費	249,978	円
		負担金	60,100	円		旅費交通費	156,398	円
					旅費交通費	83,739	円	
					使用料	2,120	円	
					諸謝金	11,000	円	
					通信運搬費	94,629	円	
					車両燃料費	2,817	円	
					会議費	3,312	円	
				研修費	118,598	円		

事業名	まちづくり塾推進事業							
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度から継続している「まちづくり塾」として、まちづくりプロデューサーより販売促進についてアドバイスを受け、実践式まちづくり塾を行った。(3回の箱裏マルシェを開催) 拡大する鳥獣被害対策として、狩猟免許予備講習を2回開催。78名が受講し、狩猟免許取得につながった。 「アウトドア研修会」と題し、講師を迎え、事故などの危難が発生するおそれのある事態を考えるインシデントレポートの重要性や、野外での安全対策についての講演会を開催。今後の活動を充実させるポイントを学んだ。 							
実施日時	5月2日、7月21日、8月4日、8月24日、12月8日、2月22日、3月4日							
実施場所	箱浦ビジターハウス、TSUTAYA 宇多津店、詫間町勤労会館 他							
参加者・受益者	詫間町住民、参加者 他						延人数	90 人
役務提供者	まちづくりプロデューサー、魅力度向上部会、香川県猟友会 他						実人数	5 人
							延人数	15 人
決算額	収入額		60,000	円	支出額		60,000	円
	内訳	交付金	60,000	円	内訳	業務委託料	60,000	円

事業名	志々島活性化事業							
事業内容	6月11日、志保山ボランティア、公民館、健康度向上部会の各関係者39名参加。11月30日、ボランティア協会、公民館、健康度向上部会の各関係者50名参加で大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻等の遊歩道の確保、景観確保のための草刈り整備を行った。今回は、遊歩道の木の橋や展望台の看板の修繕、記帳台を新たに設置。また、地元住民で都度、歩道の草刈りを行い来島者の安全を確保した。							
実施日時	通年							
実施場所	志々島の大楠周辺、楠の倉展望台、横尾の辻等							
参加者・受益者	来島者	延人数	5,000人					
役務提供者	志々島大楠保存会、志々島大楠ボランティアの会、志保山ボランティア協会、健康度向上部会会員、公民館関係者	実人数	73人					
		延人数	81人					
決算額	収入額	231,282	円	支出額	231,282	円		
	内訳	交付金	231,282	円	内訳	業務委託費	60,000	円
					賄材料費	59,517	円	
					旅費交通費	70,310	円	
					通信運搬費	5,570	円	
					消耗品費	30,138	円	
					燃料費	5,747	円	

事業名	自主防災活動推進事業							
事業内容	<p>日頃の防災、減災に対する意識を継続する必要性を啓発するために次の事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災に関するイベント（防災フェスタ2019） ・幼年消防クラブ防火パレード ・シェイクアウト ・消防、警察展示コーナー・起震車体験コーナー・手作りおもちゃコーナー ・AED応急処置・防災用品・大釜炊き出しコーナー ・包装食袋・ハイゼックス袋を使用した非常食の作り方 							
実施日時								
実施場所	詫間町福祉センター、勤労会館							
参加者・受益者	詫間町住民	延人数	700人					
役務提供者	ボランティア協議会、社会福祉協議会、老人クラブ、自治会連合会詫間、公民館、民生委員	実人数	100人					
		延人数	150人					
決算額	収入額	190,271	円	支出額	190,271	円		
	内訳	交付金	190,271	円	内訳	諸謝金	39,692	円
					会議費	10,331	円	
					通信運搬費	18,432	円	
					消耗品費	26,961	円	
					賄材料費	47,255	円	
					業務委託費	43,200	円	
				燃料費	4,400	円		

事業名	交通安全教育支援事業			
事業内容	<p>交通事故のない明るいまちづくりの為に活動している団体の交通安全教育に協力してきた。</p> <p>① 防災フェスタ2019(11/2実施)にて、防災頭巾の作り方、非常食ハイゼックスの利用法等について実施した。</p> <p>④ パトカサを利用し、町内2小学校の安全登校の啓発、交通安全キャンペーン或いは子ども、高齢者の見守り立哨に活用している。</p>			
実施日時	通 年			
実施場所	詫間町全域			
参加者・受益者	詫間町住民		延人数	20 人
役務提供者	交通安全母の会、安全度向上部会員、その他団体		実人数	5 人
			延人数	15 人
決算額	収入額	0 円	支出額	0 円
	内訳	交付金	0 円	内訳

事業名	防災標語の募集事業			
事業内容	<p>防災・減災及び交通安全意識の向上を啓発するため、小学校6年生(詫間、松崎)に標語を募集し、防災フェスタ2019で発表した。</p> <p>優秀作品を顕彰し、掲示した。</p> <p>最優秀賞 1本(全体の選考による)</p> <p>優秀賞 3本(全体の選考による)</p> <p>佳作 10本(全体の選考による)</p> <p>全応募者及び協力者に参加賞としてシャープペンシルを提供した(101名)。</p>			
実施日時	4月から11月2日募集活動した。(11/2)			
実施場所	詫間支所前、詫間福祉センターホール			
参加者・受益者	町内小学校6年生、協力者		延人数	150 人
役務提供者	まちづくり推進隊、安全度向上部会員、学校関係者		実人数	30 人
			延人数	45 人
決算額	収入額	72,880 円	支出額	72,880 円
	内訳	交付金	72,880 円	内訳
				消費品費 1,020 円

事業名	香川防災センター見学研修事業					
事業内容	自治会連合会詫間支部、自主防災組織構成員の参加により有意義な防災知識の習得となった。					
実施日時	7月20日					
実施場所	香川県立防災センター					
参加者・受益者	自治会長、自主防災組織構成員	延人数	52	人		
役務提供者	自治会、まちづくり推進隊	実人数	5	人		
		延人数	10	人		
決算額	収入額	0	円	支出額	0	円
	内訳	交付金	0	円	内訳	0

事業名	防災・減災対策講演会					
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い人づくり、ものづくりをめざして、地震や風水害などの防災の学習の場として、専門講師を招き、いざという時の心構え、避難準備などの知識を学ぶ。 ・社会福祉協議会と共催し、香川大学 特任教授・金田義行氏による講演を受けた。 					
実施日時	2月1日					
実施場所	詫間福祉センターホール					
参加者・受益者	自治会、自主防災組織、まちづくり推進隊会員、 詫間地区地域福祉活動計画(まるみプラン)実行委員会	延人数	200	人		
役務提供者	自治会連合会詫間支部、まちづくり推進隊、安全度向上部会員	実人数	10	人		
		延人数	10	人		
決算額	収入額	0	円	支出額	0	円
	内訳	交付金	0	円	内訳	0

事業名	家具転倒転倒防止対策啓発推進事業					
事業内容	<p>地震時に室内で発生する負傷者の減少を目指し、家具、家電製品、オフィス家具類の転倒・落下防止対策に関する装置を設置する作業を補助、援助するため、防災フェスタ2019開催時、町内各家庭に呼びかけ、希望者に設置の説明、機器材の紹介等(西村ジョイ高瀬店の協力)を行った。</p> <p>防災フェスタ2019開催時、町内各家庭に呼びかけ、希望者に設置の説明、機器材の紹介等(西村ジョイ高瀬店の協力)。</p> <p>転倒防止装置の紹介</p> <p>防災フェスタ2019開催時に展示(転倒防止機器材の紹介及び設置の援助)</p> <p>西村ジョイ高瀬店の協力により展示説明あり。</p>					
実施日時	11月2日					
実施場所	詫間支所前、詫間福祉センターホール					
参加者・受益者	自治会、自主防災組織、まちづくり推進隊会員、参加者	延人数	200	人		
役務提供者	自治会、まちづくり推進隊、安全度向上部会員、西村ジョイ高瀬店	実人数	10	人		
		延人数	10	人		
決算額	収入額	0	円	支出額	0	円
	内訳 交付金	0	円	内訳	0	円

事業名	環境美化活動推進事業					
事業内容	<p>環境美化活動を推進する為に、次の事業を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内一斉清掃 各自治会単位で実施。 1回目 7月14日(日)・2回目 12月8日(日) ・詫間ゆめ街道クリーン作戦 7月28日 					
実施日時	上記					
実施場所	詫間町全域					
参加者・受益者	詫間町住民	延人数	4,000	人		
役務提供者	詫間町住民・詫間町企業・ボランティア団体等	実人数	20	人		
		延人数	60	人		
決算額	収入額	68,648	円	支出額	68,648	円
	内訳 交付金	68,648	円	内訳 業者委託費	68,648	円

事業名	花いっぱい活動推進事業							
事業内容	<p>花のある美しいまちづくりのため、三豊市フラワーセンターとの連携で次の事業を推進した。</p> <p>1. 花の苗の配布</p> <p>(1)5月10日から5月22日において希望する自治会、学校、ボランティア等101団体に夏の花の苗(26,521株)を配布した。</p> <p>(2)11月7日から11月18日において希望する自治会、学校、ボランティア等92団体に春の花の苗(21,991株)を配布した。</p> <p>(3)三豊市内の保・幼・小・中学校を卒園・卒業する子どもたち、50施設1651名に、3月3日～6日間で記念のマーガレットの苗とメッセージを配布する。</p> <p>2. 花と浦島イベント実行委員会事務局 実行委員会主催の花和紙、花摘み等各種事業活動の事務局業務の一部を行った。</p>							
実施日時	通 年							
実施場所	詫間町内及び三豊市内							
参加者・受益者	詫間町住民・三豊市民	延人数	10,000	人				
役務提供者	花と浦島イベント実行委員会委員・美咲クラブ会員・ まちづくり推進隊詫間事務局員・三豊市フラワーセンター	実人数	15	人				
		延人数	45	人				
決算額	収入額	31,674	円	支出額	31,674	円		
	内訳	交付金	31,674	円	内訳	印刷製本費	17,820	円
						消耗品費	13,854	円

事業名	ラジオ体操の普及及びウォーキングの推進事業							
事業内容	<p>毎月第2・第4火曜日の2回、ラジオ体操の後に町内外を1時間30分～2時間のウォーキングを行った。4月に紫雲出山、町内保育園児と高尾木山に。7月には、岡山県の鬼ノ城、11月には高瀬町のまちづくり推進隊と鬼ヶ臼山登山、11月は多度津町の桃陵公園、12月は高知県の中津溪谷にて地域団体「しもなの郷」との交流ウォーク、1月は粟島の新春城の山登山から始まり、2月はまちづくり推進隊山本とぼだい山交流登山等実施した。また、10月には講師を迎え、健康な歩き方を教わった。ラジオ体操とウォーキングを通して、町を超え、まちづくりを考えながら交流を図れた。</p>							
実施日時	通年							
実施場所	詫間町、三豊市内外							
参加者・受益者	詫間町民、三豊市民	延人数	1000	人				
役務提供者	健康度向上部会会員、講師、他協力団体	実人数	15	人				
		延人数	100	人				
決算額	収入額	239,785	円	支出額	239,785	円		
	内訳	交付金	177,885	円	内訳	諸謝金	8,944	円
		負担金	61,900	円		消耗品費	751	円
					通信運搬費	2,952	円	
					旅費交通費	213,750	円	
					研修費	10,480	円	
				会議費	2,908	円		

事業名	健康講演会の開催及びがん検診の推進活動事業							
事業内容	<p>5月26日、福祉センターホールと周辺にて、健康福祉まつりが開催された。まちづくりとしては輪投げと吹き矢のコーナーを担当。アクティビティを楽しく体験しながら健康づくりを啓発できた。</p> <p>1月26日(日) マリンウェーブのマーガレットホールにて、三豊市立永康病院の医院長湯中淳一先生を迎え、生活習慣病をテーマに講演会を開催した。今回は、総合メディカル(株)との共催で、無料健康測定会をそうごう薬局に依頼。4種の機器を使った測定を行った。総合メディカルも講演会との連携開催が初めてということもあり、想定以上の来場者があり、手順や方法については次回への課題となった。講演会は450名を超える来場者があり、地域に密着した病院の医院長先生ということもあり、アンケート結果からは信頼感のある答えをいただくことが出来、好評価をいただくことが出来た。まちづくり推進隊託間の事業への関心と期待をいただけたので、今後も市と連携しながら継続して市民の関心のあるテーマを選び市民の健康の維持に努めたい。</p>							
実施日時	2020年1月26日(日)							
実施場所	マリンウェーブ、健康福祉まつり会場他							
参加者・受益者	参加者	延人数	800人					
役務提供者	健康度向上部会員、まちづくり推進隊託間会員、三豊市健康課、総合	実人数	50人					
	メディカル(株)職員、三豊市社会福祉協議会託間支部	延人数	60人					
決算額	収入額		360,469	円	支出額		360,469	円
	内訳	交付金	360,469	円	内訳	会議費	984	円
						消耗品費	30,800	円
						諸謝金	72,000	円
						印刷製本費	92,400	円
						業務委託費	95,700	円
						賃借料	68,585	円

事業名	里山巡りで健康づくり事業							
事業内容	<p>3月15日公民館第三分館の役員と健康度向上部会部会員合計10名で、登山道周辺の落ち葉や草を取り除いたり、登山補助のロープの張り直し、点検作業を行った。整備器具(熊手や鉈)やロープを新たに購入した。予定していた託間保育所の園児との登山が、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため中止となった。</p>							
実施日時	2020年3月15日							
実施場所	託間町高尾木山登山コース							
参加者・受益者	託間町民、三豊市民、登山者	延人数	200人					
役務提供者	健康度向上部会、託間町公民館 第3分館	実人数	10人					
		延人数	10人					
決算額	収入額		42,173	円	支出額		42,173	円
	内訳	交付金	42,173	円	内訳	諸謝金	6,000	円
						消耗品費	36,173	円

事業名	健康づくり農園事業							
事業内容	6区画すべて継続の利用者があり、利用者も絶えず作物の栽培に取り組まれている様子。							
実施日時	通年							
実施場所	池尻地区の健康づくり農園							
参加者・受益者	詫間町民利用者				延人数	12人		
役務提供者	健康度向上部会会員				実人数	3人		
					延人数	12人		
決算額	収入額		20,172	円	支出額			
					20,172	円		
	内訳	交付金	2,172	円	内訳	水道光熱費	13,692	円
		負担金	18,000	円		賃借料	6,480	円

事業名	男性料理教室事業							
事業内容	<p>季節の食材を使い、その回ごとに健康テーマを決め組み立てられた献立に沿って、部会員自身で準備から調理、盛り付け、片付けまでを行った。最終回は第1期卒業式として献立の考案から最後まで行い、実践編として楽しく実施、交流を深めた。</p> <p>6月：朝食を作ろう！卵焼き、青菜のおひたし、具沢山味噌汁</p> <p>10月：秋の味覚、芋煮、バラ寿司</p> <p>12月：タコの茹で方、鍋料理、いなり寿司、牡蠣焼き</p> <p>2月：にぎり寿司、すまし汁、天ぷら、鳥みそのグリル</p>							
実施日時	通年							
実施場所	松崎コミュニティセンター							
参加者・受益者	受講者				延人数	50人		
役務提供者	健康度向上部会会員、栄養士資格保持者				実人数	3人		
					延人数	12人		
決算額	収入額		29,213	円	支出額			
					29,213	円		
	内訳	交付金	613	円	内訳	材料費	23,915	円
		負担金	28,600	円		消耗品費	298	円
					諸謝金	5,000	円	

事業名	まちの魅力づくり発信拠点事業							
事業内容	<p>・指定管理施設の効率的、効果的な運営を行い、地域に対応した活動情報を発信し、まちの魅力を向上させるため、箱浦ビジターハウスで4回の箱裏マルシェを開催。(うち1回はTSUTAYA宇多津店において開催) チラシ、フェイスブックでの集客を行い、近隣のみならず、多くの来訪者が訪れた。松崎コミュニティセンターでは、地域団体主催の「Wai Wai まっさき」において出店、協力した。</p> <p>・3年目となった箱浦ビジターハウスでの月1回の理美容caféでは、理容、物販、喫茶を楽しむ地域の憩いの場として地域の方に活用され、高い必要性、発展性があった。</p>							
実施日時	4月～2月							
実施場所	松崎コミュニティセンター、箱浦ビジターハウス 他							
参加者・受益者	詫間町住民 参加者	延人数	2,700	人				
役務提供者	魅力度向上部会、松崎活性化委員会 他	実人数	25	人				
		延人数	60	人				
決算額	収入額	418,674	円	支出額	418,674	円		
	内訳	交付金	373,784	円	内訳	イベント費	16,000	円
		負担金	18,000	円		印刷費	181,080	円
		販売手数料	26,890	円		諸謝金	56,000	円
						業務委託料	85,000	円
				会議費		272	円	
				通信運搬費		2,336	円	
				賄材料費		11,297	円	
				燃料費		2,160	円	
				商品仕入		4,020	円	
				負担金		18,000	円	
			事務消耗品	42,509		円		

事業名	ウィキペディアタウン推進事業						
事業内容	<p>29年度より詫間町の知識・理解を深める、詫間町の知名度向上、地域活性化につなげるため、ウィキペディアに記事を掲載した。</p> <p>・「志々島加筆編」として事業を開催し、志々島に関する情報を収集、写真を集め、ウィキペディアに記事を掲載した。</p>						
実施日時	6月9日						
実施場所	箱浦ビジターハウス						
参加者・受益者	参加者	延人数	4	人			
役務提供者	魅力度向上部会、地域住民、詫間町図書館 他	実人数	4	人			
		延人数	4	人			
決算額	収入額	2,000	円	支出額	2,000	円	
	内訳	交付金	2,000	円	内訳	諸謝金	2,000

事業名	観光農園推進事業							
事業内容	29年度より箱地区にある耕作放棄地において、鳥獣被害にあわない農園づくりを目指し、農地整備、苗植え、収穫など野菜づくりを行うことで交流人口を増やし、地域外の人に農地を訪れてもらう機会を作り、地域との交流を図った。 また、出来あがった農作物は地域住民の方へ販売、マルシェ等での販売も行った。							
実施日時	通年							
実施場所	箱地区、箱浦ビジターハウス 他							
参加者・受益者	参加者		延人数	10	人			
役務提供者	魅力度向上部会、地域住民、参加者 他		実人数	20	人			
			延人数	100	人			
決算額	収入額		199,015	円	支出額		199,015	円
	内訳	交付金	194,015	円	内訳	業務委託料	156,000	円
		参加料	5,000	円		賃借料	6,000	円
						諸謝金	7,000	円
						租税公課	2,400	円
						会議費	421	円
						消耗品費	27,194	円

事業名	栗島文化継承推進事業							
事業内容	<p>栗島に残る多くの魅力あるスポットの保全や文化継承のために、魅力を向上させる事業を地域住民と協力して行い、活動情報を発信した。</p> <p>・島四国八十八か所整備 ・馬城海岸整備</p> <p>瀬戸内国際芸術祭において、島の魅力を来島者に発信するため、市内小学生による「栗島子どもガイド講座」を6回開催し、島民から聞く島の話や島に伝わる名所をガイドコースとして瀬戸芸期間中に来島者を案内し、芸術だけでなく島の名所、歴史、魅力を伝えることができた。また、漂流郵便局の瀬戸芸開局に際し、受付を行い、来館者の案内を行った。</p>							
実施日時	通年							
実施場所	栗島 他							
参加者・受益者	参加者	延人数	3,700	人				
役務提供者	まちづくり推進隊託問会員、魅力度向上部会、栗島地区自治会、子どもガイド 他	実人数	70	人				
		延人数	350	人				
決算額	収入額	547,369	円	支出額	547,369	円		
	内訳	交付金	295,769	円	内訳	業務委託料	45,000	円
		負担金収入	43,600	円		諸謝金	108,500	円
		販売手数料	69,000	円		印刷製本費	52,090	円
		助成金	139,000	円		会議費	3,236	円
		香川県地域づくり団体 育成事業補助金				旅費交通費	194,650	円
						通信運搬費	13,432	円
						消耗品費	61,744	円
						保険料	15,150	円
						燃料費	4,146	円
						借上料	10,000	円
						支払負担金	39,421	円

事業名	飲食店MAP作成 (案内板)							
事業内容	<p>瀬戸内国際芸術祭の開催にあわせ、町内の飲食店の利用促進を図るため、町内の飲食店MAPを作成し、配布、人が多く集まる場所(須田港、駅、市役所、会館他)に掲示した。あわせて、まちづくり推進隊託問のHP、SNSを利用しPRした。瀬戸芸で来訪した方にも配布し、利用してもらった。</p>							
実施日時	5月~12月							
実施場所	託問町全域							
参加者・受益者	三豊市民、町内飲食店 来訪者							
役務提供者	魅力度向上部会	実人数	8	人				
		延人数	20	人				
決算額	収入額	126,590	円	支出額	126,590	円		
	内訳	交付金	21,590	円	内訳	印刷製本費	49,450	円
		負担金収入	105,000	円		業務委託料	70,000	円
						通信運搬費	7,140	円

事業名	地域資源活用推進事業							
事業内容	地域資源を活用したものづくりのひとつとして、栗島いろはカルタを80冊再販し、瀬戸内国際芸術祭来島者へ販売し、島の魅力を発信した。(6冊販売)							
実施日時	6月～2月							
実施場所	詫間町全域							
参加者・受益者	参加者							
役務提供者	魅力度向上部会 栗島島民				実人数	5人		
					延人数	10人		
決算額	収入額		-43,800	円	支出額	52,800	円	
	内訳	売上	9,000	円	内訳	消耗品費	52,800	円
		繰越金	-52,800	円				

事業名	グッズ販売事業						
事業内容	「栗島歩き遊遊」(平成26年作成)・「栗島グッズ(缶バッジ)」(平成28年作成)を瀬戸内国際芸術祭2019にて販売した。 みとよカレンダー(三豊市観光交流局作成)の販売も行った。						
実施日時	6月～2月						
実施場所	詫間町全域						
参加者・受益者	参加者						
役務提供者	魅力度向上部会 栗島島民				実人数	15人	
					延人数	50人	
決算額	収入額		52,800	円	支出額	0	円
	内訳	売上	52,800	円	内訳		

事業名	テント貸出事業						
事業内容	イベント等で出店者が利用するテントを有料にて貸出を行った。(23件)						
実施日時	6月~2月						
実施場所	詫間町全域						
参加者・受益者	利用者						
役務提供者	魅力度向上部会			実人数	5人		
				延人数	20人		
決算額	収入額		11,500	円	支出額	0	円
	内訳	売上	11,500	円	内訳		円

4. 総会、理事会等の開催状況

会議名	特定非営利活動法人まちづくり推進隊託問通常総会		
開催日時	平成31年4月21日(日) 10時00分～	出席状況	出席98名
審議及び議決内容	第1号議案 平成29年度事業報告及び収支決算について 第2号議案 平成30年度事業計画(案)及び収支予算(案)について		

会議名	第1回理事会		
開催日時	平成31年4月15日(月) 18時00分～	出席状況	出席10名
審議及び議決内容	1)平成31年度通常総会資料の確認について 2)「香川県地域づくり団体協議会団体情報の提供」及び「香川県が実施する地域づくり団体を対象とした補助金」について 3)平成31年度パートタイマー職員の採用について 4)事務局職員の雇用契約の更新について 5)各部会より		

会議名	第2回理事会		
開催日時	令和元年5月16日(木) 18時00分～	出席状況	出席10名
審議及び議決内容	1)まちづくり会員について 2)第37回地域づくり団体全国研修交流会 兵庫大会(11/9-11/11)の案内について 3)各部会より		

会議名	第3回理事会		
開催日時	令和元年5月30日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1)役員の報酬及び費用弁償に関する規程について 2)第37回地域づくり団体全国研修交流会 兵庫大会について 3)各部会より		

会議名	第4回理事会		
開催日時	令和元年6月13日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1)理事(役員)の報酬及び費用弁償に関する規程について 2)事業活動区域について【参考】定款 第10章 活動の区域 第55条 この法人の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。 3)賛助(団体)会員年度更新のご案内(三豊市観光交流局)について		

会議名	第5回理事会		
開催日時	令和元年7月11日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1) まちづくり推進隊 アンケート調査について 3) 各部会より		

会議名	第6回理事会		
開催日時	令和元年8月8日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1)まちづくり助成金交付申請書について 藤賀 俊尚 1件 2)福武財団「瀬戸内海地域振興助成」について (2020年度 公募のお知らせ) 3)事業活動区域について : 箱裏マルシェの出店要請について(場所:さぬき合掌殿) 【参考】 定款 第10章 活動の区域 第55条 この法人の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。 4)新規 まちづくり活動提案書について : 【粟島いろはカルタ作成事業】 5)各部会より		

会議名	第7回理事会		
開催日時	令和元年9月12日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1) まちづくり広報誌Vol.15の編集スケジュールについて 2) 来期事業計画の策定スケジュールについて 上半期予算執行状況提示 3) 選挙管理規定の見直し(校正スケジュール)について 現行規定の提示 4) 瀬戸芸2019ボランティア活動について 5) 各部会より		

会議名	第8回理事会		
開催日時	令和元年10月10日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1) 選挙管理規定の校正について (第7回理事会で配布した当該資料参照) 2) 防災・減災標語の選考について 3) 各部会より		

会議名	第9回理事会		
開催日時	令和元年11月14日(木) 18時00分	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1) 「漂流郵便局に関する契約書」について 2) 7町理事長会「アンケート調査」について 3) 7町理事長会「三豊市地域内分権推進交付金交付規則」第23条について 4) 各部会より		

会議名	第10回理事会		
開催日時	令和元年12月12日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1) 「選挙管理規定」の運用準備について 選挙管理委員長及び委員の推薦 2) 「まちづくり活動提案書」(防災学習研修会及びオリエンテーション)について 3) 「ご提案書」三宅俊輝氏提案について 4) 公益社団法人日本サードセクター経営者協会会費納入更新手続きについて 5) 各部会より		

会議名	第11回理事会		
開催日時	令和2年1月16日(木) 18時00分～	出席状況	出席11名
審議及び議決内容	1) 「選挙管理規定」の運用準備に関する選挙管理委員長及び委員の選出状況について 2) 「まちづくり活動提案書」(防災学習研修会及びオリエンテーション)の参加申込状況について 3) 令和2年度事業計画(活動提案書)の準備状況について(1月31日(金)までに事務局提出) 4) 各部会より		

会議名	第12回理事会		
開催日時	令和2年2月13日(木) 18時00分～	出席状況	出席8名
審議及び議決内容	1) 監事の費用弁償について 2) 定款改定 住所変更及び監事定数について 3) 令和2年度各部会提案書の事前審議について 4) 各部会より		

会議名	第13回理事会		
開催日時	令和2年3月12日(木) 18時00分～	出席状況	出席10名
審議及び議決内容	1) 令和2年度事業計画(案)について(添付資料参照) 2) 指定管理施設利用料金(案)について(添付資料参照) 3) 令和2年度まちづくり総会について 選挙管理委員会の設立 4) 各部会より		

会議名	第14回理事会		
開催日時	令和2年3月30日(月) 18時00分～	出席状況	出席9名
審議及び 議決内容	1)「令和2年度NPOまちづくり推進隊託問 総会」の進め方について 2)「まちづくり推進隊託問 役員の報酬及び費用弁償に関する規定」の改定について 3)港まつり協賛会事務局の考え方 事業計画作成との関連 4)各部会より		

会議名	第15回理事会		
開催日時	令和2年4月13日(月) 18時00分～	出席状況	出席8名
審議及び 議決内容	1)役員改選結果について 2)令和2年度総会資料について 3)各部会より		

平成31年度 収支決算書

(平成31年4月1日 ~ 令和2年3月31日)

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊 諮問

<収入の部>

(単位:円)

科目	31年度予算額	31年度決算額	差引増減額	備考
受取負担金	150,000	518,380	368,380	健康づくり農園 飲食店MAP 他
受取助成金	14,800,000	14,669,039	△ 130,961	三豊市地域内分権推進交付金
	200,000	139,000	△ 61,000	県魅力ある地域づくり団体育成支援事業補助金
事業収入	4,448,000	4,448,815	815	指定管理事業
	598,000	170,770	△ 427,230	グッズ販売 他
	1,000,000	1,000,000	0	たくま港まつり協賛会事務局業務受託事業
その他収入	300,000	208,431	△ 91,569	指定管理収益 販売手数料
	35	26	△ 9	受取利息
前期繰越収支差額	562,080	562,080	0	
合計	22,058,115	21,716,541	△ 341,574	

<支出の部>

科目	31年度予算額	31年度決算額	差引増減額	備考	
事業費	①地域住民の交流に関する事業	6,168,000	5,727,026	△ 440,974	指定管理事業 公共施設管理
	②安全、安心、防災に関する事業	600,000	268,446	△ 331,554	防犯・防災 防災フェスタ
	③環境保全に関する事業	200,000	100,322	△ 99,678	環境美化活動 花いっぱい活動
	④健康及び福祉に関する事業	702,000	691,812	△ 10,188	健康づくり農園 里山巡り
	⑤まちの魅力向上に関する事業	1,080,000	1,406,448	326,448	まちの魅力づくり
	⑥自治会活動との連携に関する事業	300,000	300,000	0	自治会連合会諮問支部
	⑦関係諸団体との連携に関すること	1,000,000	840,283	△ 159,717	たくま港まつり協賛会事務局業務受託事業
	⑧その他目的達成のために必要な事業	300,000	76,948	△ 223,052	まちづくり助成事業
事業費合計	10,350,000	9,411,285	△ 938,715		
管理費	役員報酬	600,000	600,000	0	
	職員給与	7,000,000	6,991,756	△ 8,244	4名分
	費用弁償	650,000	510,000	△ 140,000	
	各種保険料	900,000	900,344	344	
	備品、消耗品費、印刷費	650,000	807,719	157,719	まちづくり広報 コピー使用料 アンブセット
	賃借料、業務委託費	900,000	1,045,472	145,472	事務所使用料 車両リース料
	租税公課費	30,000	0	△ 30,000	
	通信費及び手数料	300,000	343,760	43,760	切手代 電話代
	車両燃料費及び修繕費	350,000	122,957	△ 227,043	
	会議費	60,000	45,104	△ 14,896	
管理費合計	11,440,000	11,367,112	△ 72,888		
予備費	268,115	0	△ 268,115		
次期繰越金		938,144	938,144		
合計	22,058,115	21,716,541	△ 1,279,718		

様式第18号(第12条関係)

決算監査報告書

団体の名称 特定非営利活動法人
代表者氏名 まちづくり推進隊託間 様

平成31年度(平成31(令和元)年4月1日から令和2年3月31日まで)の事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書(NPOの場合は、活動計算書)及び会計帳簿を監査した結果、適法に処理され、当該帳簿には適正に記載されていると認める。


令和 2 年 4 月 13 日

団体又は法人の名称

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託間

監事 江頭昌道 

監事 矢野 太一 

監事 岩川 正夫 

決算報告書

第 8 期

自 平成31年 4月 1日

至 令和 2年 3月31日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

香川県三豊市詫間町詫間 1 3 3 8 番地 1 2 7

特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊誌間
全事業所

[税込] (単位:円)
令和 2年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】		【流動負債】	
(現金・預金)		前受交付金	130,961
小口 現金	40,000	預り金 (源泉所得税)	45,906
普通 預金	1,083,264	預り金 (社会保険料)	8,253
現金・預金 計	1,123,264	流動負債 計	185,120
流動資産合計	1,123,264	負債の部合計	185,120
【固定資産】		正 味 財 産 の 部	
(有形固定資産)		【正味財産】	
構 築 物	4,747	正味 財産	1,288,061
機械及び装置	63,623	(うち当期正味財産増加額)	141,844
什器 備品	281,547	正味財産 計	1,288,061
有形固定資産 計	349,917	正味財産の部合計	1,288,061
固定資産合計	349,917		
資産の部合計	1,473,181	負債・正味財産の部合計	1,473,181

特定非営利活動に係る事業会計財産目録

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間
全事業所

[税込] (単位: 円)

令和 2年 3月31日 現在

《資産の部》

【流動資産】

(現金・預金)

小口 現金

40,000

普通 預金

1,083,264

現金・預金 計

1,123,264

流動資産合計

1,123,264

【固定資産】

(有形固定資産)

構 築 物

4,747

機械及び装置

63,623

什器 備品

281,547

有形固定資産 計

349,917

固定資産合計

349,917

資産の部 合計

1,473,181

《負債の部》

【流動負債】

前受交付金

130,961

預り金 (源泉所得税)

45,906

預り金 (社会保険料)

8,253

流動負債 計

185,120

負債の部 合計

185,120

正味財産

1,288,061

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊諮問
全事業所

[税込] (単位:円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

《経常収支の部》

[経常収支の部]

【経常収入】

事業収入	5,448,815
助成金収入	139,000
受取交付金	14,669,039
負担金収入	518,380
雑収入	218,184
売上高	161,017
受取利息収入	26

経常収入計

21,154,461

【事業費】

給料手当(事業)	1,442,901
事業支出(事業)	76,948
業務委託費(事業)	2,253,094
諸謝金(事業)	393,496
使用料(事業)	37,927
印刷製本費(事業)	642,818
会議費(事業)	21,464
旅費交通費(事業)	635,108
通信運搬費(事業)	318,315
消耗品費(事業)	556,228
食糧費(事業)	5,295
修繕費(事業)	244,557
水道光熱費(事業)	1,835,002
賄材料費(事業)	118,069
燃料費(事業)	19,270
地代家賃(事業)	12,480
賃借料(事業)	68,585
減価償却費(事業)	35,719
保険料(事業)	64,260
商品仕入(事業)	4,020
借上料(事業)	10,000
租税公課(事業)	126,800
材料費(事業)	38,149
研修費(事業)	129,078
支払助成金(事業)	300,000
支払負担金(事業)	57,421
当期事業費計	9,447,004
合計	9,447,004

事業費計

9,447,004

【管理費】

給料手当	6,991,756
役員報酬	600,000
役員議事報償費	510,000
法定福利費	722,224

特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊託問
全事業所

[税込] (単位：円)

自 平成31年 4月 1日 至 令和 2年 3月31日

通 信 費	300,588	
水道光熱費	64,836	
旅費交通費	5,000	
会 議 費	45,104	
事務用消耗品費	375,190	
新聞図書費	25,920	
印刷製本費	312,661	
賃 借 料	3,980	
修 繕 費	34,560	
車両燃料費	88,397	
保 險 料	178,120	
諸 会 費	23,000	
リース 料	592,176	
業務委託料	384,480	
支払手数料	15,172	
減価償却費	292,449	
管理費 計		11,565,613
経常収支差額		141,844
[その他資金収支の部]		
【その他資金収入】		
その他資金収入 計		0
【その他資金支出】		
その他資金支出 計		0
当期収支差額		141,844
前期繰越収支差額		160,314
次期繰越収支差額		302,158

全 役 員 名 簿

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

団体又は法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

役 名	氏 名	住 所	就任期間	報酬を受けた 期間
理 事 長	本 田 進	三豊市詫間町松崎1688番地3	H31.4.1～ R2.3.31	H31.4.1～ R2.3.31
副理事長	曾 根 利 幸	三豊市詫間町詫間1946番地1	H31.4.1～ R2.3.31	H31.4.1～ R2.3.31
副理事長	松 村 慶 吾	三豊市三野町下高瀬1110番地7	H31.4.1～ R2.3.31	H31.4.1～ R2.3.31
理 事	内 田 利 仁	三豊市詫間町詫間5612番地	H31.4.1～ R2.3.31	無
理 事	椎 野 貴 士	三豊市詫間町詫間5482番地2	H31.4.1～ R2.3.31	無
理 事	清 水 信 行	三豊市詫間町香田150番地	H31.4.1～ R2.1.16	無
理 事	谷 口 幸 伸	三豊市三野町下高瀬1128番地2	H31.4.1～ R2.3.31	無
理 事	真 鍋 正 幸	三豊市高瀬町比地中1651番地	H31.4.1～ R2.3.31	無
理 事	宮 本 昌 臣	三豊市詫間町栗島518番地2	H31.4.1～ R2.3.31	無
理 事	三 宅 俊 輝	三豊市詫間町詫間1183番地37	H31.4.1～ R2.3.31	無
理 事	森 伸 男	三豊市詫間町大浜甲1934番地	H31.4.1～ R2.3.31	無
監 事	江 頭 昌 道	三豊市詫間町大浜甲1175番地1	H31.4.1～ R2.3.31	無
監 事	宮 川 正 夫	三豊市詫間町詫間1180番地5	H31.4.1～ R2.3.31	無
監 事	矢 野 太 一	三豊市詫間町詫間629番地1	H31.4.1～ R2.3.31	無

特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まちづくり推進隊詫間と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を香川県三豊市詫間町詫間 1338 番地 13 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、三豊市と相互に協力しながら、地域住民自らが主体となって豊かで住みやすい詫間町を創造するため、住民の交流を図り、地域のつながりを深め、安全・安心な生活環境及び活力と魅力あふれるコミュニティの実現を図ることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 環境の保全を図る活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 地域住民の交流に関する事業
- (2) 安全、安心、防災に関する事業
- (3) 環境保全に関する事業
- (4) 健康及び福祉に関する事業
- (5) まちの魅力向上に関する事業
- (6) 自治会活動との連携に関する事業
- (7) 公民館活動との連携に関する事業
- (8) 関係諸団体との連携に関する事業
- (9) その他目的達成のために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、一般会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助する意思表示をして入会した個人、団体又は法人（入会）

第7条 この法人の会員になろうとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理

事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び年会費)

第8条 入会金及び年会費は、無料とする。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 除名されたとき。
- (3) 本人が死亡したとき。
- (4) 賛助会員である団体又は法人が消滅したとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第4章 役員及び職員

(種類及び定数)

第12条 この法人に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 理事3人以上13人以内
 - (2) 監事2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 役員は、一般会員の中から選任しなければならない。

- 2 理事及び監事は、総会において選任する。
- 3 理事長及び副理事長は、理事の互選とし、総会に報告しなければならない。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 4 理事は、法令、定款の定め並びに総会の決議を遵守し、この法人のため忠実にその業務を遂行しなければならない。
- 5 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 6 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 理事及び監事の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 理事長及び副理事長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続しないときであっても、再々任は認めない。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていないときは、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 5 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事にあっては理事会又は総会の議決により、監事にあっては総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、報酬を受けることができる。ただし、報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1を超えてはならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2 事務局長及びその他の職員は、理事会の議決を経て、理事長が任免し、この法人と雇用契約を締結する。
- 3 事務局長及びその他の職員には、雇用契約上必要な賃金を支払わなければならない。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、一般会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業年度当初における事業計画及び活動予算の承認
- (5) 事業報告及び活動決算の承認
- (6) 理事の選任又は解任
- (7) 監事の選任又は解任
- (8) その他理事会が総会に付議すべき事項として議決した事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 一般会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第6項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号に規定するときを除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 理事長が前項に規定する臨時総会を招集しないときは、請求をした者が、臨時総会を招集することができる。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求め一般会員に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した一般会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、一般会員総数の2分の1以上の出席者がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第4項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した一般会員の2分の1以上の同意があるときは、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した一般会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は一般会員が総会の目的である事項について提案した場合において、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 28 条 各一般会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない一般会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の一般会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、一般会員は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決した一般会員は、第 26 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する一般会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 29 条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 一般会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者があるときは、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定にかかわらず、一般会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 30 条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第 31 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び活動予算並びにその変更

- (2) 事業報告及び活動決算
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) 事務局長及びその他の職員の雇用等に関する事項
- (6) 役員の職務及び報酬
- (7) 総会に付議すべき事項
- (8) その他運営に関する必要な事項
（開催）

第 32 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 6 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
（招集）

第 33 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号又は第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。ただし、電磁的方法による通知を求める理事に対しては、書面による通知に代えて電磁的方法により通知をすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経る事無く開催することができる。

（議長）

第 34 条 理事会の議長は、理事長が行う。

（議決）

第 35 条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、第 33 条第 4 項の場合及び議事が緊急を要するもので、出席した理事の 2 分の 1 以上の同意があったときは、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）

第 36 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定に関わらず、理事は、前項の規定に基づく書面による表決に代えて電磁的方法により表決をすることができる。
- 4 前 2 項の規定により表決もしくは委任した理事は、前条第 2 項及び次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第 37 条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 部会及び委員会の設置

(部会及び委員会の設置)

第38条 この法人の目的及び特定非営利活動の種類ごとに、それぞれの事業を実施するために、部会及び委員会を置くことができる。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業の資産の 1 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

2 前項の規定に関わらず、事業年度当初における事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事会の議決を経た上で、総会において、その承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加と更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、理事会の議決を経た上で、当該事業年度終了後最初の総会において、その承認を得なければならない。

2 会計の決算上、剰余金を生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した一般会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項の変更に ついては所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 法人が行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 一般会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、一般会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（前条第 1 項第 4 号及び第 5 号による解散を除く。）をしたときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において出席した一般会員の過半数の議決を経て選定される団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において一般会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 10 章 活動の区域

(活動の区域)

第 55 条 この法人の活動区域は、香川県三豊市詫間町内とする。ただし、理事会の議決を経た活動については、この限りではない。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第 12 章 雑則

(雑則)

第 57 条 この定款の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	宮 川 正 夫
副理事長	江 頭 昌 道
副理事長	谷 口 勝 久
理事	田 坪 由香里
理事	田 中 達 也
理事	富 山 マユミ
理事	中 田 勝 久
理事	森 伸 男
理事	矢 野 太 一
監事	工 藤 加代子
監事	藤 井 隆 盛

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 15 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 43 条の規定に関わらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 48 条の規定に関わらず、成立の日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

まちづくり活動助成金交付要綱

平成25年5月1日

特定非営利活動法人 まちづくり推進隊詫間

(目的)

第1条 この要綱は、地域の諸課題を解決する為に実施するまちづくり活動や地域の活性化に資する事業に対して、活動助成金を交付することによって、地域の活動を支援し、魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(助成対象事業及び助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる事業(以下「助成対象事業」という。)は、前条の目的を達成する為に、町内の地縁団体等各種団体が行う自主的なまちづくり事業(活動)とし、助成対象者は当該事業を実施する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次のいずれかに該当するときは、この要綱の助成対象事業としないものとする。

- (1) 他の補助金の交付を受けている事業
- (2) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (3) 専ら営利のみを目的とし、公益性を欠く事業
- (4) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (5) その他助成することが適当でないと認められる事業

3 第1項に規定する団体は、宗教活動若しくは営利活動を行うことを目的とする団体以外の団体とする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、前条の助成対象事業に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費については、助成対象経費から除外するものとする。

- (1) 団体の運営に要する経費
- (2) 施設の維持管理に要する経費
- (3) 食糧費に相当する経費
- (4) その他助成することが適当でないと認められる経費

(助成金の額等)

第4条 助成金は、助成対象経費のうち、1件につき10万円を限度に予算の範囲内で交付する。

ただし、その額に千円未満の端数が生じた時は、その端数は切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成金等交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて指定する日までに理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業(活動)計画書
- (2) 収支予算書(様式第2号)
- (3) 物品の購入若しくは施設等の整備を伴う事業にあつては、その費用について業者等の発行する見積書
- (4) その他理事長が必要と認める資料

(助成金の交付の決定)

第6条 理事長は、前条に規定する申請書の提出を受けたときは、その内容を理事会に於いて審査し、必要に応じて実地調査等を行い、助成金の交付の適否を決定するものとする。

(決定の通知)

第7条 理事長は、前条の規定により助成金等の交付を決定したときは、助成金等交付決定通知書(様式第3号)により、その決定の内容及びこれに付する条件、指示を申請者に通知するものとする。

(助成事業の変更等)

第8条 申請者は、助成事業等を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(実績報告)

第9条 申請者は、助成事業が完了したときは、その完了の日から起算して20日以内に助成事業等実績報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第5号)
- (2) 領収書の写し
- (3) その他理事長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第10条 助成金は、助成事業等が申請のとおり完了したことを確認した後、助成金等交付確定通知書(様式第6号)により申請者に通知し、交付するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交付決定を受けた事業に着手したのち、資金調達等の理由により、止むを得ず助成金の交付が必要なときは、助成金の概算交付を受けることができる。
- 3 申請者は、助成金等の交付を受けようとするときは、助成金概算交付請求書(様式第7号)若しくは、助成金交付請求書(様式第8号)を理事長に提出しなければならない。

(決定の取り消し及び助成金の返還)

第11条 理事長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金等の交付を受けたとき。
- (2) 助成金等を他の用途に使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

- 2 理事長は、前項の規定により助成金等の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金等を交付しているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 特別の理由により、この規則により難しいものについては、別に定める。

附 則

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

年 月 日

特定非営利活動法人

まちづくり推進隊 理事長 様

所在地
 名称
 代表者氏名

印

助成金交付申請書

年度において次のとおり助成事業を実施したいので、助成金を交付されるよう、まちづくり活動助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて申請します。

1 助成申請額	円
2 事業名	
3 事業の目的	
4 事業の内容	
5 着手・完了 予定年月日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
6 事業の効果	
7 添付書類	(1) 事業計画書 (2) 収支予算書 (3) 見積書の写し (4) その他理事長が必要と認める書類
8 備考	

収 支 予 算 書

1 収入の部

項 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

2 支出の部

項 目	予 算 額	摘 要
	円	
計		

様

特定非営利活動法人
まちづくり推進隊詫間
理事長

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日 付で申請のあった助成金の交付については、次のとおり決定したので、まちづくり活動助成金交付要綱の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 助成金の 交付決定額	円
4 交付条件	<p>(1) この助成金は、まちづくり活動助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。</p> <p>(2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、直ちに理事長の承認又は指示を受けなければなりません。</p> <p>ア 内容を変更するとき（軽微な変更は除く）</p> <p>イ 事業を中止し、又は廃止するとき。</p> <p>ウ 予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき</p> <p>(3) 助成事業を完了したときは、速やかに実績報告書、収支決算書等を提出して下さい。</p> <p>(4) まちづくり活動助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金の返還を求めます。</p> <p>(5) この交付決定額は、助成金の確定額ではありません。確定額は、助成金交付確定通知書にて通知します。</p>

年 月 日

特定非営利活動法人

まちづくり推進隊 諮問 理事長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

助成事業実績報告書

年 月 日 付け 第 号により助成金の交付決定を受けた助成事業について、次のとおりまちづくり活動助成金交付要綱の規定により関係書類を添えて実績を報告します。

1 助成金の額	円
2 事業名	
3 交付決定年月日 及び番号	年 月 日 第 号
4 着手・完了 年 月 日	着手日 年 月 日 完了日 年 月 日
5 添付書類	(1) 収支決算書 (2) 領収書の写し (3) その他理事長が必要と認める書類
6 備考	

収 支 決 算 書

1 収入の部

項 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

2 支出の部

項 目	予 算 額	決 算 額	差引増減額	摘 要
	円	円	円	
計				

第 号
年 月 日

様

特定非営利活動法人
まちづくり推進隊託問
理事長 本田 進

助成金交付確定通知書

年 月 日 付けで申請のあった助成金の交付については、次のとおり
確定したので、まちづくり活動助成金交付要綱の規定により通知します。

1 交付年度	年度
2 事業名	
3 助成金の 交付確定額	円
4 交付条件	(1) この助成金等は、まちづくり活動助成金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。 (2) まちづくり活動助成金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、助成金等の返還を求めます。

年 月 日

特定非営利活動法人

まちづくり推進隊 理事長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

助成金概算交付請求書

年 月 日 付け第 号により助成金の交付決定を受けた助成事業
について、次のとおり、まちづくり活動助成金交付要綱の規定により請求します。

1 事業名

2 交付決定額 円

3 概算請求額 円

(振込み先)

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
		普通 ・ 当座		フリガナ
備考				

年 月 日

特定非営利活動法人

まちづくり推進隊 託問 理事長 様

所在地
名称
代表者氏名

印

助成金交付請求書

年 月 日 付け第 号により助成金の交付決定を受けた助成事業
について、次のとおり、まちづくり活動助成金交付要綱の規定により請求します。

1 事業名

2 請求額 円

(振込み先)

金融機関名	支店名	種別	口座番号	口座名義
		普通 ・ 当座		フリガナ
備考				